平成２８年（フ）第３８２号
兵庫県姫路市林田町林谷１－２社会福祉法人姫路婦人寮、住民票上の住所兵庫県尼崎市杭瀬北新町４丁目10番６号　ハウゼ富士402
債務者　門矢　　茜
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４０６号
兵庫県姫路市梅ケ谷町22番22号
債務者　西山　啓亮
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２９６号
奈良市富雄北３丁目13番16号
債務者　鈴木　敦子
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３１１号
奈良市東九条町1424番地　北和県住８－205号
債務者　岩曽　　力
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１１１号
鳥取県八頭郡智頭町大字大背386番地３、旧住所福岡県北九州市小倉北区清水１丁目７番５号・山口県下関市一の宮町４丁目８番30号グリーンタウンミワ11号・山口県下関市貴船町３丁目５番18号セントラルハイツＡ棟102号
債務者　境　晋太郎
1　決定年月日時　平成28年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６０３号
広島市南区段原南２丁目11番17―301号
債務者　善　美代子
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６６６号
広島市中区白島北町18番１―413号
債務者　御堂前　晃
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１３号
山口県下関市宮田町１丁目10番13―403号
宮田アカマツハイツ
債務者　林田亨来こと　趙　　亨来
1　決定年月日時　平成28年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第１７２号
徳島県小松島市中田町字奥林62番地の１アーバンシャローム406号、旧住所徳島県板野郡松茂町広島字南川向３番地28
債務者　押上　　敬（旧姓中原）
1　決定年月日時　平成28年11月１日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１００号
香川県丸亀市原田町1773番地７
債務者　川崎由紀子
1　決定年月日時　平成28年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第８９号
鹿児島県霧島市隼人町住吉383番地　ホワイトハイツＡ棟101号
債務者　吉元　和孝
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続廃止

平成２８年（フ）第９５号
神奈川県横浜市港南区上大岡西２丁目９－10―301
破産者　倉本　　暁
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７１６号
茨城県潮来市延方5559番地の２
破産者　カネ忠食品株式会社
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０３１号
東京都渋谷区西原３丁目19番12
破産者　株式会社Ｇｅｎｔｅｒｐｒｉｓｅ
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０３２号
茨城県つくばみらい市小張1684、開始決定時の住所東京都世田谷区松原６丁目28―１―105
破産者　米沢　正弘
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３９４号
広島県広島市中区昭和町８―34―202
破産者　渡邉　健太
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７８８号
東京都大田区南六郷２丁目35―３―1001、開始決定時の住所東京都大田区萩中２丁目13―17
破産者　長島　光一
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部